

平成 2 7 年

議会運営委員会記録

平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成27年11月20日(金曜日)
午前 9時30分 開会 午前10時52分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	吉田武司	議員	副委員長	吉田けさみ	議員
委員	待鳥美光	議員	委員	村田富士子	議員
議長	齊藤克己	議員	副議長	齊藤秀雄	議員
委員外議員	菅原満	議員	委員外議員	吉村豪介	議員
委員外議員	金井伸夫	議員	委員外議員	内山恵子	議員
委員外議員	安保友博	議員	委員外議員	小嶋智子	議員
委員外議員	赤松祐造	議員			

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	郡司孝行	議会事務局次長	伊藤英雄
議事課長補佐	高橋澄枝	主 事	小林 巖
主 事	橋本千種		

◇本日の会議に付した案件

特定事件8 その他議会運営に関することについて
陳情の取り扱いについて
議会報告会の反省について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、会議には議長とオブザーバーとして副議長及び7名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の議題は、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、陳情の取り扱いと議会報告会の反省についてです。

初めに、陳情の取り扱いについてです。

協議に入る前に、議長から申し入れがあります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 おはようございます。

協議に入る前に、陳情の取り扱いについて一言申し上げます。

8月25日開催の議会運営委員会で協議の対象となった2件の陳情について、取り扱わないこととして処理されましたけれども、議会運営委員会における私の発言について言葉が足りず誤解を与えた部分がありました。お手元にあります「陳情書等を提出される皆様へ」ということで、陳情の取り扱いについて、このとおりに進めさせていただいたところでございますけれども、一部の委員に御迷惑をおかけしたことは反省しております。今後についても、従来より積み重ねてでき上がってまいりましたこの陳情の取り扱いルールに従って、議長として職責を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 ただいま議長から発言がありましたが、私からも一言申し上げたいと思います。

8月25日の開催の議会運営委員会では、議事の進行において言葉が足りず誤解を与えた形で議事進行をしたことを反省しております。今後は誤解を生じないように、また議会運営委員会の基本である全員の合意のもと議事を進行できればと考えております。

それでは、陳情の取り扱いについて御意見を願います。

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 まず、陳情の取り扱いにつきましては、本会議で審議しない陳情書5項目が決まっています、これ以外を審議する陳情書として取り扱っているということで、議会運営委員会でも合意をしております。そして、7月15日の議会運営委員会の中でもそこは議長より確認があったところだと思います。

そして、この中で5項目めの「その他、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会承認したもの」という項目についてですが、平成26年1月16日の議会運営委員会で、請願に適合するものの判断基準ということで議会運営委員会の中で協議を行っております。そして、その中では5項目の審議しない陳情書の基準のとおりということで、審議しない場合は、このうちどれに該当して審議をしないかを議会運営委員会の中で明確にし、陳情の提出者に通知す

るということ、それから判断基準については、形式的に整っていればいい、従前のおりということで合意を図ったところであると認識をしています。

そういった取り決め、合意の中でいけば、本来的には審議をしないという判断を議長でされた場合は、それを議会運営委員会の中で明確に提示をされて、議会運営委員会として承認をしたものがそれに該当するというので、明確な理由の部分についても議会運営委員会の中で共通認識として合意されるべきであると思っております。

今回、整わなかったからということで付託をしないという結論が出たかと思えますけれども、議会はもともと多様な立場からの市民の代表の集まりですから、討議の場であると認識をしています。ですので、討議をする前に全会一致にならなかったから、付託をしないで討議自体を放棄するという事は望ましくない方向ではないかと思っております。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 開会冒頭で議長から、それから委員長からも一部誤解を与えてしまったと、言葉上の誤解があったと。それから、委員長からは全員の合意のもとでこれからは議会運営委員会を進めていきたいという言葉がありましたので、ほっとしています。

それで、改選されてまだ間がないということもありますので、改めて和光市議会基本条例中の認識をみんなで近づけていきたいと。第3章に「議会と市民との関係」ということが明記されておりますけれども、第5条第4項で、議会は積極的に市民の皆さんからの意見を聞くようにしたい。それから、「陳情は、その内容が請願に適合するものに限る」というような形でも文面で明記されておりますので、改めてこれは議員全員の認識にする必要があるのかなということを感じました。

それで、これまでも時々発言の中で気になっていたのは、国に関することは言うべきではないという発言が見受けられたわけですが、やはりこういう発言が繰り返されていくと、地方主権、それから地方自治体、地方議会、こういったものが本当に否定されるという形にもなりかねないようなものを私は感じるんです。

ですから、これまでに陳情の取り扱いについても審査をし、それで一定の制限をもう既に加えてきているということですので、これからは市民の声を真摯に受けとめて、議会としてもその審議をしていくと。まして国に対してなぜ市民の人たちが意見を言うかといえば、国会では多数意見を占めている人たちが国会運営し、国政を動かしているというところからも、市民はこれはどうか地方議会から国に上げてほしいという形で示してくるのが陳情だと認識しておりますので、これからは議会運営に当たっては、陳情も請願と同様に扱い、委員会で、それぞれの委員が発言し、結論を出していくと。

要望ですけれども、なぜ陳情に反対したか、賛成したかということまで、本当は何らかの形で議会報告ができれば、委員会における議員の考え方とか、そういったものも一番示されていくんじゃないかと考えています。これは今後の課題ということで、意見として述べさせていただきます。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 冒頭お話しさせていただいて、その点については改めて一言御挨拶をさせていただいたところでございますけれども、もちろん今の議会基本条例の中で、市民の政策提案として位置づけて行なっていくんだという方向性は議会として、基本条例で定めたところがございます。

ただ、その中で先ほど申しましたような形で、この陳情の提出に関する流れというものは、本会議で審議しないものを5つの項目を定めて、その中で議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したものということで、最終的に議会運営委員会で本会議に諮るか諮らないかというところを承認していただいているところがございます。

そういうことで、一定の判断のもとに今、国政ということがありましたけれども、そういうことに限らず、市政にとって関心が薄く、審査になじまないものを議会運営委員会の中で審査していただいて、合意が得られればそういうような形で審議する、審議しないということを判断させていただいていると認識していますので、それは従来どおり、これまでも行なっていましたし、今後もそのような形で進めていきたいと思っております。

○吉田武司委員長 公明党、村田富士子委員。

○村田富士子委員 今回、非常に問題になったのが、提出後の流れというフローチャートをいただいていますけれども、本会議で審議しないものの一番下にあります「その他、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したもの」、この件について審議をするのが上のところでの議会運営委員会の四角のところですけども、全議員に写しを配付します。本会議で審議する陳情を審査します。その上に本会議で審議すると決定したもの、下には本会議で審議しないもの、これを議会運営委員会で決めるんですけども、この決める基準というところがいま一つはっきりしなかった。基本的には決定するに当たっては全会一致だということは大前提だと思うんです。全会一致だったので審議をする。全会一致でなかったので審議しない。このところが、まず、これは大前提かなというふうには一つあると思うんですね。協議がどうしてもまとまらない場合は、現状のままとするという、これが基本だと思うんですけども。

それで、議会基本条例をつくりました。その中の第2章の第4条の(1)に、「議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を充実させること。」とあります。この議運の場で、ではこれに関してはどうなのだというところは、議論はきっちりとした上で、提出者の方にも納得していただけるような報告をする、これが大事なことだと思います。

ただ、この陳情が議会運営委員会に出てくるときに、この場に来て初めて見ます。そういう場合が多いですね。ほとんどです。ですから、できれば締め切りをもう少し早くしていただいて、議会運営委員会のこの場に来る前に、できればもう少し内容もきちんと見られるような、その上での審査ができるようにできればという一つ提案をさせていただきたいと思っております。

内容はそれぞれ主義、主張があります。これは和光市議会の主義、主張に合わないからだめとか、合うからいいとか、そういう次元ではなくて、陳情としての形式が整っており、またか

つ内容がこの5項目をちゃんと満たしているものであれば、例えば審議しない、これは審議しましょうというところは、本当に中立的な、きちんとした判断ができなければいけないなどは思いますので、もう少し早い段階で陳情を見ることができればいいかなとは思っています。

あと、もう一つ言えば、6月定例会に3月定例会で一回不採択とされたものと同じ内容のものが出てきました。6月のときには、反対と賛成が2対2でありましたけれども、オブザーバーの皆さんが新人の方も多かった、それで審議したらいいのではないかということで、6月の時点ではもう3月で既に不採択となっていたので、6月で審議することに関しては反対しましたけれども、改選後でもあり、メンバーも変わっていますので、そういう意味では委員長がこれは取り上げますということに関しては、私も反対ではありましたが、納得はして、その時点では全会一致という形にはなったかと思えますけれども、そういう経緯もあったということは申し上げておきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 ただいま、村田富士子委員からお話がありました陳情の提出期日については、後ほど議長のほうから発言がありますので御了承ください。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 今、公明党から御意見が出たわけですが、3月議会で不採択となったのにまた出してきたということについては異論があります。というのは、議会が閉会していますので、それとあわせて出してきた中身というのは、まさしく国会で審議されているという状況が刻々と動いていると。国会議論の中でもいろいろなさまざまな状態や何かも含めて明らかになっていると。それとあわせて市民の人たちの気分、感情、私たちは議員ですからそれを飲み込んでいく必要があると思うんですね。

だから、それを考えると3月に出してきて不採択となったから6月ではということは、これはちょっと筋が違うんじゃないかなと意見として申し上げておきたいと思うんです。

そういう中でやっぱり必死の思いで市民が出してきた陳情であったと私は解していますので、一事不再議に当たらない限り、改めて出してきた陳情ということで、私たちは受けとめ、審査していく必要があるということ意見を意見として述べたいと思えます。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 前に吉田けさみ委員がおっしゃった国に関することは言うべきでないという、そういう話があったということですが、私はそういうことはないと思うんですね。公明党の考えとしては当然国に上げる意見書で、国に言う話ですから、当然国政に物申すという意見書であります。ですから、そのときの内容、タイミングだったり、そこをきちんと判断していくということが地方議会としては必要かなということは感じておりますので、そのことは申し上げたいと思えます。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 議会運営委員会の原則が全会一致であるということは認識していますが、今回の陳情の提出の仕方については、先ほど議長から言葉が足りずというような御説明が

あったので、その部分なのかと思うのですが、本来この5項目の第5の「その他、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したもの」というものに該当するのであれば、議長から明確な理由を付して議会運営委員会に、こういう理由で審査になじまないと判断をしましたというような提出の仕方になるかと思うんですね。今までもそういう形であったと思います。

今回は、そのこのところを私たちはそのようには受けとめておらず、全体として、多少中身に及ぶような形でさまざまな意見が出て、賛成とか、反対とかとなったわけですがけれども、本来、平成26年1月の議会運営委員会の合意であれば、この第5項目めというのは、形式的に整っていれば、まずは委員会に付託をして審査をするという合意であったと思うんですね。そして、それに該当しなかった場合には、きちんと理由を市民の方に通知をしましょうねという合意であったと思います。

今回の議論はそれを踏まえて、この5項目、もしくは形式上整っていないという判断があるかどうかということを議会運営委員会の中で判断をして、そして審査をするしないとなるのであって、中身に対して、例えば市町村の権限にあるのかとか、あるいは実現の可能性があるのかとか、そういったことは採択するかしないかの議論であると思いますので、それは委員会の中できちんと、どういう理由で採択するべきではない、あるいは採択するべきだということ意見を交換して、そして採決をするという形になると思いますので、全会一致という部分については、今回はこの5項目、それから5項目めの審査になじまないという基準を満たしているかどうかという部分での議会運営委員会の審査であろうかと思えます。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 今、待鳥委員が申されたような点について言葉が足りずということで先ほどお話をさせていただいたところでございますけれども、手元に平成26年1月の当該の記録はないものですから、その点については確認ができませんが、皆さんのお手元に配らせていただいております陳情書の提出後の流れの中では、陳情書として形式が整っているもの、また、陳情書として形式が整っていないものの取り扱いが一番最初に書かれております。それについて整っていないものに関しては閲覧し、また整っているものに関してはそれを受理し、全議員に写しを配付するという形で陳情書を受理したという形になっております。

その上で、本会議で陳情を審議すると決定する、あるいは審議しないと決定するという流れになっているかと思えますけれども、今回もそのような形でさせていただいたということでございます。

そしてまた、議長が審査になじまないと判断しというところは、確かに言葉が足らず、そのような形で3月議会、6月議会、9月議会と、一連の流れの中での法案に関連した陳情ということも含めてですけれども、そのような形で私のほうで提示させていただいたということです。

過去にはやはり、和光市議会に関連性が薄くなじまないということで陳情を審議しなかった経緯も過去にもございますけれども、そのような判断基準でさせていただいたということで、

総合的に勘案して私のほうで議会運営委員会の承認をお任せしたということでございます。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 和光市として市に関係が薄いという、その理由については今の例でいけば、議会運営委員会の中で合意はしておらず、意見が分かれたところだと思うんですね。その点についての意見交換はありましたけれども、それは全く意見が分かれています合意はされていなかったと思いますし、それで最終的にこれを審議しない理由ということを確認したときに、その理由を全体で合意をした経緯はないかと思います。

それから、平成26年1月の議会運営委員会なんですけど、まず請願に適合するものの判断基準は形式上整っていればよろしいという形で、この判断基準は従前どおりでよろしいということで合意をしています。

○吉田武司委員長 8月25日の件につきましては、なじまないということではなく、取り扱わないということを決めたときに、いろいろな意見が出されて、その後にもまたいろいろな意見があったのですが、またその場で私が先ほど皆さんに申し上げましたけれども、言葉が足りずに誤解を与えたということを反省しております。

基本的には私はそのときに、いろいろな意見もいただきましたけれども、皆さんからその後意見がなかったということから、皆さんが承認したと認識をしました。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 そうすると、委員長としてはあくまでも多数決をとったのではなくて、そういう意見を聞く中での御自分の判断だということなんですけれども、改めて、これからの議会運営委員会というのは、時間がかかる、あるいは時間を割かなければいけないということもあるかもしれないんですけれども、原則的には全会一致で物事を進めていこうというところに立ち返っていただいているわけですね。

それとあわせて、議会運営委員会は、今、4党派しかないということで、それ以外の1人会派の議員は、副議長も含めてですけども、あくまでもオブザーバーとしての意見になってしまうということもありますので、受理した請願や陳情は、あくまでも委員会に付託して、4項目以外にその他というのがありますけれども、これは例外的に考えて、具体的に書かれている4項目以外は原則委員会で審査すると理解してよろしいですね。

○吉田武司委員長 私は長年積み上げてきた議会のルール、それに則って今までも議員を務めてきたと思っているんですけども、言葉が足りずに皆さんに誤解を与えたということです。今後は、議会運営委員会は原則全会一致ということでありますので、その辺を踏まえて今後進めていきたいと思っております。

齊藤秀雄副議長。

○齊藤秀雄副議長 いろいろな意見が出ていますが、イの一番は、例えばその他のところで、議長が理由づけをはっきりするという、これで形式上は全部整いますので、それを今後いかに皆さんの御理解の中で取り組んでいくか。そこに集約しないと、元に戻っての意見というもの

は私は生産性がないと思います。ですから、今までの確認からすれば、それぞれ個々の反省もありますし、その反省を踏まえて、なおかつその他のあやふやなところの理由づけをはっきりするという事で皆さん合意すれば、形式上整いますから、その方向で議会運営委員会を運営していくということに合意すればよろしいです。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 先ほど申し上げましたけれども、この四角のところの本会議で審議すると決定したもの、要するにここのところをどうやって決定したのかという、そこの背景の基準というか、そこをきちんと市民の皆さんにも明確にしていく必要があると思うんですね。ですから、まずは議会運営委員会の全会一致、それから、協議が整わないときは現状維持というところをきっちりとしておく。それで審議しないものについては、きちんと明確に提出者に報告をすると。これは議会としての責任だと思いますので、ここのところをもう少し明確にしておいたほうがいいのではないかと思います。

あともう一つ言えば、先ほど申し上げましたもう少し早目に見せていただく、提出期日を早めたらどうかということはずごく感じます。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 現状維持ということの取り方なんですけれども、これが原則的にはこの5項目に該当しないものは委員会に付託をして審査をするという大前提があるわけですよ。そして、その中でこの5項目に該当しなければ審議をするという原則の中での現状維持の取り方というのは、これまたちょっと取り方の認識の違いがそれぞれあるかなと思うので、その部分の全体の共通認識を図る必要があるということが1点。

それからもう一点、この1月16日の合意以降、基準としては変わっていないわけなので、形式的に整っておれば、この上記の4項目に該当しない限り審査をするものとするという合意で来ていると思うんですね。

その点、中身を含めて、さっき委員長がいろいろな意見が出たので、その結果とおっしゃいましたけれども、そのいろいろな意見というのは、中身についてではなくて、形式的に整っているかどうかというところの議長判断に対して承認できるかどうかという議論になるべきだと思いますので、その2点の確認をお願いいたします。

○吉田武司委員長 1つは議会の中で皆さんに議論を重ねていただいて、その中で話し合いによってどこか一致点が見いだせればいいと今後努力していくと思っていますけれども。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 その意見の中身なんですけれども、先ほど申し上げたように、その中身が例えば意見書を出してくださいという陳情であれば、市として意見を出すのに妥当かどうかというような議論というのは、審査の中で行うべき議論ですよ。それで、議会運営委員会の中では審査をするわけではなくて、本会議で審議をするかどうかを決める場ということなので、先ほどから繰り返し申し上げていますけれども、形式的に整っていれば本会議で審議するという、

そこに該当するかどうかという、そこをすべきだという意味で申し上げました。だから、さまざまな意見で合意を図るという場ではないんじゃないかと思いますが。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 基本的に陳情として最初に形式が整っているもの、そして陳情として形式が整っていないものというのは、一番最初の段階で、このフローチャートの中でもそのような形で分けさせていただいて、陳情書として形式が整っていないものは閲覧をするような形で、整っているものに関して初めてそれを受理し、そして持参したもの、また郵送によるものについても全議員に写しを配付するというのみにとどめております。

持参したものに関して、今おっしゃったような形でさらに議会運営委員会の中で審議すると決定したもの、あるいは審議しないと決定したものということで2つに分かれるというような作業的な流れになっているということでございます。

ですからその中で、形式の部分に関しては、最初の段階で陳情書としては振り分けられるということになっております。議会運営委員会の中で、今までもやはり、もちろんその内容についていろいろな御意見がございませうけれども、陳情書の中身個々に踏み込むということではなくて、陳情書の全体としての適格性と申しますか、先ほど申しましたような形で議長が審査になじまないと判断したのに対して、全体として御審査をいただいているということですので、それはあくまで内容に踏み込むか踏み込まないかというところは難しい部分が確かにございませうけれども、それはそのような形で審査を今までもさせていただいたということでございます。それが1点。

もう一点は、現状維持の考え方ですが、先ほど委員長からもお話があったとおり、本会議、議会運営委員会の場で、その陳情の取り扱いについては承認する。ですからあくまでも、どちらの結論にしても承認をさせていただいて議会運営委員会の決定を決めていただいているわけでございますので、それは全ての方が合意をして審査すると決定する、あるいは時には審査しないと決定をする、承認をされるということと理解しておりますので、そこについては現状維持ということよりも、この陳情の流れについては承認する、本会議で審議する、または本会議で審議しないと承認されるということで、ここの動態が違うということになってくるということだと理解しております。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、すごく単純な疑問なんですが、例えばこれは審議しますかと聞いて整わなければ、審議をしないと判断するというのではなくて、いずれにするにしても全会一致で決めると理解してよろしいですか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 ここでは審議しないものの決定の仕方で議会運営委員会で承認したものとなっておりますので、あくまで議会運営委員会で、どちらにしても承認していただくということになります。

○吉田武司委員長 議会運営委員会では議長が審査になじまないと判断して上げられたものを、議会運営委員会でどちらにしろ全会一致で承認をして、この陳情を取り扱うか、取り扱わないかというところを中身はともかく審査していくということになるかと思います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 それだと、例えば議長がこういう理由で審査になじまないと判断をいたしました。それで、承認どうですかと聞いたときに、今の流れでいけば全会一致じゃなければ承認できないということになりますよね。

○吉田武司委員長 全会一致でということです。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 ということは、全会一致で承認しない限りは審査になじまないと判断して審査をしないという結論は出てこないことになります。

○吉田武司委員長 先ほど皆さんからも意見ありましたけれども、議会運営委員会は全会一致で進めていくという話がありましたので、そのように今後も進めていきたいと思うんですけれども。

公明党、村田委員。

○村田富士子委員 例えば議長が審査になじまないと言っても、議会運営委員会で全会一致になれば逆に取り上げることもあるということで、議長がなぜなじまないと判断したかというところは、やはりそこは明確にするということは大事だと思うんですね。そのことについて、なぜなじまないか、でも和光市としてはこうだということで、もしかしたら議長はそう判断したけれども、議会運営委員会としては審査しようとなるかもしれない。

ですから、例えば9月議会で言えば、安保法制に関しては9月14日あたりに、もう国の結論が出てしまいそうでした。だけど、慎重審議をしてくださいという意見書を出してくださいというのは、和光市議会の閉会日の前に結論が出てしまう。そういうことでなじまないと判断をしたという、そういう物理的な状況ですよ。決して主義主張ではなく、物理的な判断をした上で、内容に踏み込むかどうかではなくてこの議運自体で審査をしていくということです。ですから、そのところをきちんと議会運営委員会で判断をし、そしてきちんと明確に提出者には、もし審議しない場合には伝える。このところを丁寧にやっていくということが大事なのかなというのは感じます。

○吉田武司委員長 金井委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 今回、議会報告会でも問題になりましたが、そもそも全会一致ということが、陳情の取り扱いの結論をどうしても曖昧な形にさせてしまうんですよ。というのは、全会一致というのは、この間の陳情の案件でも、極端に言えばあり得ないというか、それぞれ考えが違うわけですからね。そうすると、議長が裁量でまとめてしまうという部分がどうしても出てしまうから、そういう意味ではもう少し明確にするには、全会一致じゃなくて、多数決で決めるとか、そういうものを持っていないと、どうしても結局合議が整わなかったとか、

協議が整わなかったという理由で決めるわけなんですけれども、それが非常に曖昧だと感じますので、その辺を見直したほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 金井委員外議員から今、御発言がありましたけれども、私たちは市長から出されてきた議案についても、それから市民の皆さんから提出された陳情、請願についても、しっかりと審査をして議決していく、採決していこうという形になっているわけですよ。その前段での、今、議会運営委員会での議論になっているので、ちょっと金井委員外議員の発言は違うんじゃないかと。明らかに違うと申し上げるべきかと。その辺、理解していただけないでしょうか。

○吉田武司委員長 先ほど私も申し上げましたけれども、議会運営委員会は長年積み上げてきたルールがありまして、議会運営委員会の委員の総意で進めていくということで、今回は私の言葉足らずということで、皆さんに誤解を与えたということなので、その辺をちょっと御理解いただければと思います。

金井委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 委員長の肩を持つわけじゃないんですけれども、なかなか時間をかけても一致しないケースもあるわけですよ。この間の6月の陳情にしてもね。だから、そういう意味で委員長もどうしても自分の判断でこうしますということと言わざるを得なくなってしまうから。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時08分 休憩）

再開します。（午前10時09分 再開）

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私は委員外議員ですけれども、3月議会のときには不採択でした。9月議会で陳情を出された。それで、そのときの話を横で聞いていて、国政に関することは市になじまないからというのが反対を含めた委員の人の意見のように私は捉えています。だから、やはり国政に関するもの、全会一致は暗黙の了解だという2つのことがあります。これは暗黙の了解で動くんじゃないで、どこかに成文化すべきだと思うんですよ。こういうことはまた今後も起きてきます。その他のところは暗黙の了解で、さっき金井委員外議員が言ったように、全会一致というのはあり得ないです。採決でそれは変わるかもわからないけれども、物事を決めるのは全会一致はあり得ないんですよ。合意形成はできますよ。一致ということは本当にぴたっと合わないことですから。委員長、そうでなければ、こういうトラブルは起きていません。

あのときは私は国政に関することはなじまないの、反対の意味を持って処理したように私は聞いています。私としては、あの陳情は受けるべきだったと。

今後、この全会一致というのは、過去の議員が決めてきたことかもわからないけれども、一回議論しないと、これはだめだと思いますよ。

それはやっぱり古い議員と新しい議員の感覚が変わっていつているわけですよ。

だって、文章がないじゃないですか。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時11分 休憩）

再開します。（午前10時18分 再開）

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 議会運営委員会では、時間を重ねて協議をする中で合意を得てまいりました。それは従来も同じですし、今後もそのところはしっかりと重きを置いてやっていきたいと思っております。

採決ということではなくて、あくまでも全会一致、また皆さんの協議が整った上で合意をするということで、これからもやっていきたいと考えておりますので、御認識のほどをお願いいたします。

○吉田武司委員長 それでは、一度まとめさせていただきたい。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 先ほどの議長からの形式的に整っているということの御説明で、基本的なことの確認なんです、形式的に整っていなければ、つづつて閲覧に回すと。整っていれば受理をして、そして本会議で審議する陳情を議会運営委員会の中で決めていくと。決めていくに当たっては、その下の四角の中にある本会議で審議しないものの5項目に従って、それを決めていく。それは議長の7月の議会運営委員会の中で確認をされた「現在の基準は、本会議で審議しない陳情書にある5項目を決定し、これ以外を審議する陳情として扱っております。」ということなので、これに該当しなければ審議する陳情として扱うというのが原則で、そうすると、ここの審議する陳情を審査しますというのは、この5項目に該当するかどうかの審査となると認識をしますけれども、そういう確認でよろしいですか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 本会議で審議しないもの、例外の5項目ですけれども、これはそれぞれの理由があるわけですが、その5つの理由を付して議会運営委員会で承認していただきます。それ以外のものに関しては、本会議で審議すると議会運営委員会の中で確認をしていただくということでございます。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうしますと、まず和光市議会会議規則の中で議長は請願文書中、これは陳情も同じ扱いですが、けれども、「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りではない。」というただし書きがついておりますけれども、この中身というのは、例えばこの4項目以外の理由で議長がこれは審査になじまないと判断された場合は、その理由を明確にして議会運営委員会に上げていただけると。そして、その理由に対して全員が納得をして、それはなじまないですとなれば、それは審査をしないことになるけれども、そうではなかったら一致するまで議論をするという認識でよろしいですか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 会議規則でもそのような形で陳情の取り扱いについて書かれているとおりでございます。その中で先ほど来、申しているように、議会運営委員会の中で協議を重ねていただいて、承認をしていただくということです。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 そうしますと、ちょっと確認なんですけれどもそういうことであれば、受理から議会運営委員会までの、この間に議長の判断というのが入るのでしょうか。

議長が審査になじむかなじまないかの判断というところが、もう一つこの前段に入るということなんでしょうか。それでなじまないものに関して、議会運営委員会で審査をするのか。それとも、議長としてはなじむと思うけれども、もう一回議運で諮るのか。その辺のところももう一つ、フローチャートの中に入るのかなと。ずっと今のお話を聞いていますと、何かそんなような感じがするんですけれども、その辺はどうなるんでしょうか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 このフローチャートのとおりなんですけれども、ちょっとわかりにくい部分があるかと思います。

真ん中のところの本会議で審議する陳情を審査しますというところで、上下の矢印がございしますが、下の矢印で本会議で審議しないもので米印が入っております。この米印は下のところにある説明のとおりでございます。ですので、ここで議長が判断ということではなくて、あくまでもその5項目の中で審議しないものという項目が掲げられているということでございますので、その点、そのような形で書かせていただいているということでございます。

ですので、今、村田委員からお話があったような形で、議長が判断ということではなくて、あくまでもその4項目の後に私の例外といいますか、その項目として出させていただいているということでございます。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 会議規則上は、審議をしない陳情という判断は議会運営委員会には権限があるわけではなくて、議長にありますよね。議長の裁断というところで、和光市ではその議長の裁断を議会運営委員会の中で承認するという形をとっていると思いますので、あくまでもその判断、あるいは決定を承認をするという形での議会運営委員会だと思いますけれども、その審査をしないという判断の権限というのは議長にあると思うんですが。なので、明確な理由を付して提案をしていただくという形になるのかと思います。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 会議規則の第145条に、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」という形で、陳情書の処理が書かれている。このことでしょうかね。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 これは和光市の場合は陳情を請願と同等に扱うということで、原則は第145条に適合するものは委員会に付託をして審査をするというのが原則ですよね。

その中に、議長において付託する必要がないと認めるときはこの限りではないということは、そういう意味ではないのでしょうか。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時26分 休憩）

再開します。（午前10時27分 再開）

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 第141条の件に関しては、本会議で審議しないものの、その他議長が審査になじまないと判断しというところの文言だろうと思っております。ただ、先ほど申したとおり、それが議長の権限として全て陳情書を判断するというのではなくて、あくまで陳情書として形式が整い持参されたものに関しては、審議する陳情として流れてまいります。ただ、その中で審議をしないものがあるということで認識していただければということでございます。

ですので、一番最初に議長の判断を云々ということではなくて、あくまで形式的に整ったものに関しては全議員に写しを配付し、例外はございますけれども、陳情書は本会議で審議する陳情という形で流れていくということでございます。先ほど待鳥委員が申したとおりです。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 そうすると、あくまでも和光市議会においては、この本会議で審議しないもの5項目、その第5番目として「その他、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したもの」ということがある。この5項目以外ものは審査をするという原則で、このところの本会議で審議をする陳情を審査しますという中では、この5項目が判断基準となるという、そういう基本でよろしいですね。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 そのとおりでございます。

○吉田武司委員長 それでは、一度まとめさせていただきますが、陳情の取り扱いについては、お手元に配付してあります「陳情書等を提出される皆様へ」にございますように、これまで議会運営委員会で協議を重ね取り決めてきたルールに従い処理をしていきたいと思っております。

原則として「本会議で審議しないもの」にある5項目及び郵送によるもの以外を本会議で審議する陳情として扱う。

本会議で審議しないもの5項目は、1、「個人や団体を誹謗中傷し、又は名誉棄損するなど基本的人権を否定するもの」。

2つ目として、「プライバシーを侵害するなど、個人の秘密を暴露するもの」。

3番目として、「係争中、調停中又は異議申し立て等紛争に関するもので、司法権の独立を侵害するもの」。

4番目といたしまして、「法令違反や違反行為を求めるもの等公の秩序に反するもの」。

5、「その他、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したもの」。

そして、郵送によるもの、かつ請願に適合しない陳情を明確な理由を付して決定するものとする。

また、会議規則に規定するこれに類するものとされる要望書や嘆願書などは、陳情に含めないが、届き次第、事務局から報告され、閲覧できる扱いとなっております。

今後も今までどおり議運で定めたルールに則って、今までどおりにやっていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしということで、このようにさせていただきたいと思います。

次に、議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 請願・陳情・意見書案の提出期限についてでございます。

先ほどお話がございましたが、現在、定例会開会日の3日前の午後3時までとなっておりますが、このタイミングで陳情を受理し、次の日の議運でその陳情の取り扱いを今までは協議しておりましたが、陳情の内容確認をする時間として少々タイトではないかと思っておりますので、告示日の前日、午後3時までを提出期限とするのはいかがかと提案させていただきたいということでございます。

○吉田武司委員長 請願・陳情・意見書案の提出期日について、議長から提案がありましたが、御意見ありますでしょうか。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 今の議長からの提案ですと、告示日の前日、午後3時までということで、市長提出の場合には告示日に議案が配付されるわけですけれども、その前日としなければいけないというところがちょっと腑に落ちないんですね。

同じように、陳情も請願も市長の提出議案と同じような日程的な余裕を持って、きちんとみんなが見られるようにするという形でやるならば、提出期限というのは告示日までというのは無理があるんですか。前日にしなければいけないと提案されてきているのが、ちょっと理解できないんですね。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 告示日に議案とともに、この請願・陳情・意見書案を皆さんに配付できるということで、前日の午後3時とさせていただきました。これは決め事ですので、いつの時点でもということはありませんけれども、ただそのような形で区切りのいいところでということ考えさせていただいたところでございます。

○吉田武司委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、会派に持ち帰って次の12月1日の議運までに各会派で検討することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に進みます。

議会報告会の反省についてです。

さきに開催した議会報告会について、議会報告会の所見が提出されております。また、各担当から提出いただきましたデータをもとに、市議会ホームページ案を作成いたしました。これらについて各委員の意見を伺います。

休憩します。（午前10時35分 休憩）

再開します。（午前10時36分 再開）

それでは、議会報告会のことについて、各会派から御意見ありますでしょうか。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 文書での反省事項の提出がおくれまして申しわけございません。反省といたしましては、公明党でも書かれております平日であれば、開始時間は仕事に行った後に参加できるような時間帯に見直しをするということは感じました。

それから、これは今後の議会運営委員会のテーマの一つとなるのかと思いますが、前期の議会運営委員会、議会改革の見直しの中で、議会報告会については齊藤秀雄副議長からも報告会の際に触れた御発言がありましたけれども、市民の方とディスカッションができるような場として設けていくというようなことで合意をしておりますので、メンバーが変わりましたけれども、今後、もう一度、議論のテーマとして上げて検討していき、今期の間の実現できるような形で、そうしないとずっと申し送りで実現しないということになりますので、今期の実現を目指してやっていければと思います。

○吉田武司委員長 ホームページ案はよろしいですか。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 ホームページ案ですか。今ぱっと見て、すぐに気がつくところはございません。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 議会報告会の反省事項を書類で出させていただきました。今回、まだ2枚、公明党ともう1枚くらいしか出ていませんけれども、11日までに文書で提出ということがありましたので、やはりそのルールはきちんと守るべきではないかということは一つ申し上げさせていただきます。

それと、公明党といたしましては、予算決算の議会報告会は今後も続けていくべきと考えております。開始時間は御指摘があったように平日なら午後7時から、それから後半の質問タイムについてですけれども、これが検討が必要と思ひまして、党としましては意見交換会の実施を提案させていただきます。テーマを決めて、事前にそのテーマについては広報をしていく。そのテーマのことも御出席いただく市民の皆様にも共通認識を持っていただいて、御参加いただくということで、当日、質問、意見も記入する時間をとりまして、グループに分かれて意見

交換会をしたかどうかということにしました。このグループの分け方とか、タイミングというのは、もしやるのであれば今後検討していくということで、ビデオテープはその時点ではとめます。そのかわり、記録係の議員をちゃんと置いて、まとめた要点を公開するというような、公明党の反省事項並びに提案をさせていただきました。

もう一つ、ホームページ案に関してですが、ちょっとここはもう少し時間をいただいて見させていただきたいと思いますが、アンケートの中で議会報告会で取り上げてほしい内容というところで、議員視察、先進自治体の状況ということがありました。委員会ごとに視察には行っていますけれども、議会だよりで、あとはそれぞれの所管などには配っておりますけれども、こういう場で委員会ごとの視察の報告をするのも非常に有意義ではないかなということも感じました。もしできればつけ加えさせていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党議員団でもどうだったんだろうかという話し合いはしたんですけれども、文書では提出していなくて申しわけありません。

市民の皆さんに広報する努力はかなり議会としてはやってきていると思うんですけれども、参加者が特定の人、あるいは少人数ということを考えると、このまま続けていっていいのかどうかということと、参加された方たちが質問される中身というのは、委員長報告する中身とは、むしろ違う視点での質問が多いということもありますので、私は思い切って議会報告会をやる、やらないというところから、もう一度考えてみる必要があるのではないかなということを感じています。

それで、やるにしても市民の皆さんが議員と、あるいは議会と対話を望んでいるのかということ把握した上で、刷新して、やるなら今までどおりではないやり方に変えていかないとまずいのかなという意見が日本共産党からは出ています。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、期日までに提出できなかったこと、おわび申し上げます。

緑風会といたしましても、時間のことについて要望がありましたので、そのことについてと、また議会報告会のあり方について、いろいろな方からもお話がありましたけれども、議会報告会の開催の内容、またこれからどういうふうに議会報告会を進めていくか、またやらないか、やるかについても、今後いろいろところで協議をしていき、議会報告会がよりよい形になればいいかなということを議論していきたいということがありました。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに1名の方から反省について出ていますので、発言をお願いいたします。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 傍聴者の中からの意見があったように、働いている人たちは午後6時

半までに来られないので、ちょっとおくらせて午後7時開始がいいような気がします。

それと開催時間を15分から20分もうちょっと延長して、逃げ足のような感じになっていますから、答弁時間を少し長くしてやはり余裕をつける。

それと、質問の代読で、質問者の名前が上がっていなかったのも、これを上げるか、質問者が少なければ、本人に読み上げてもらうほうがいいと思います。

あと、開催日は日曜日、土曜日は、なかなか人を集めても集まらないし、土曜日は市民参加している人はボランティア活動しているので集まるのは難しいということです。また、市の職員も土日は出ないほうがいいと、私のリサーチでは出ています。

余談かも知れませんが、遠くから時間をかけてくるので、お茶ぐらい出してもよろしいんじゃないでしょうかというのが私の意見です。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 オブザーバーですが、特に反省点ということで文書で出しておりませんでしたので、申しわけありません。

ただ、従来から議会運営委員会で議論してきましたとおり、今回、決算ということでやったわけでありすけれども、公明党は予算決算の議会報告会というか、議会報告は基本として、意見交換ということで、齊藤秀雄副議長が挨拶の中でも言われたように、従来の議会改革、あるいは議会運営委員会でも議論してきたように、その内容、やり方については今後、議論をしていったほうがいいのかなと考えております。

それから、12月議会で年が明けると会場の手配ですとか、いろいろな課題が出てきますので、次回の議会報告会とそれ以降の議会報告会とを分けて協議していくことのほうが、いろいろ皆さんの意見を踏まえて、次回からという、なかなか準備等整わないのかもしれないので、次回と、それ以降の報告会をどうやっていくかということも協議していくような方法が、やり方として進めやすいのかなという気がしておりますので、その点でございます。

あと、資料づくりに関係してですけれども、それぞれ担当された方が最後まで責任を持ってやられて、最後、正副委員長なり、あるいは議会報告のやり方で取りまとめられる方が取りまとめたほうが、一番いいのかなということを感じて持っております。

○吉田武司委員長 赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 先ほど村田委員もおっしゃったと思うんだけど、議会報告会にちょっとプラスアルファで、先進都市の視察を委員長報告の形で、これは簡単じゃないけれども、非常に興味があるので、それを入れたらちょっと味が出るというか、予算、決算だけじゃ来る人はつまらないと思うんですよ。そういうことも議員としてどう取り組むかを委員長裁量でもいいですから、公開すればいいんじゃないか。これは提案です。

○吉田武司委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、議会報告会について、またホームページの案について一度会派に持ち帰っていた

だき、御協議いただきたいと思います。

また11月27日、金曜日に開催する全員協議会で御意見などをいただきたいと思います。

全員協議会を経た上で、12月1日、火曜日の議会運営委員会で総括したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

ここで議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 今お話がございましたけれども、次回の議会報告会のあり方についてでございます。

各会派で御協議いただきたく願います。御提案もいただきましたけれども、議会報告会のあり方については、平成27年3月定例会において議会運営委員会の委員長から基本条例に基づく見直しとして報告されたものであり、改選後の新たな議員の中で今後の方向性についての取り組みは、来年4月以降とされていることから、御協議をお願いするものでございます。

先ほど、菅原委員外議員から次回と、そしてまたそれ以降というお話もございましたけれども、次回、概ね4月末ごろの開催とした場合に、早急な協議が必要となってまいります。そのことから、会派の御意見を議運として取りまとめていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 ただいま議長から議会報告会のあり方について発言がありましたが、12月1日の議運までに各会派で御協議いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

続きまして、今後の日程を確認します。

11月27日、金曜日、11時ごろ、市の消防訓練終了後、大規模災害時における緊急メール配信による情報伝達訓練、13時30分から全員協議会、内容は第四次和光市総合振興計画実施計画の決定などについて。

12月1日、火曜日、9時30分から議会運営委員会、内容は会期予定などについて。

平成28年1月22日、金曜日、14時から、平成27年度議員研修会、テーマは「災害時における議会の役割」であります。

以上、日程の御確認をお願いいたします。

菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 後々、議長からお話があるか、あるいはちょっとまだ先の話なんですけど、決算の審査のあり方について、まだ随分先と感じますが、4月の議会報告会が終わって、5月で、もう6月議会なので、この辺、議長のほうでどう協議するかお取り計らいをしていただければと思いますので、要望というか、意見です。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 その点も踏まえて、日を改めて検討してまいります。協議してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の案件は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前10時52分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司